

宇土市産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査 費用の助成について

宇土市では、市内に住民票がある方に対して、産婦健診、新生児聴覚検査、1か月児健康診査の費用の助成を行っています。

産婦健康診査

産後は、妊娠・出産による身体や生活スタイルの変化などにより、気持ちが落ち込んだり、不安になったりすることがあります。精神的にも不安になりやすい、産後間もないお母さんの心と身体の健康保持や産後うつ病の予防等、出産後の切れ目ない支援のため、産婦健康診査の費用の一部を助成します。

◆助成対象者

令和5年4月1日以降に出産し、健診受診日に宇土市に住民票がある産婦

◆健診回数

1回目：産後2週間頃

2回目：産後1か月頃

※助成の対象は産後8週間以内に実施した検査

◆助成上限額 1回につき5,000円

◆健診内容

問診、体重・血圧測定、健康状態（子宮復古状況、乳房の状態等）
こころの健康チェック
（エジンバラ産後うつ病質問票）【必須】*

*こころの健康チェック（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施していない場合は助成の対象となりません。実施の有無については受診先にご確認ください。

新生児聴覚検査

赤ちゃんの聞こえの異常を早期に発見するために行う検査です。もし赤ちゃんの聞こえの異常に気付かずにいると、赤ちゃんの言葉が遅れたり、コミュニケーションが取りづらくなったりといった支障が起きることがあります。聞こえに異常があっても、できるだけ早く気付き、適切な支援を受けさせてあげることで、そういった支障を少なくすることができます。新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な医療・療育につなげる支援を行うため、新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。

◆助成対象者

令和5年4月1日以降に出生し、検査当日に宇土市に住民票がある新生児の保護者

◆検査時期

おおむね生後3日以内

※助成の対象は生後1か月以内に実施した初回検査

◆助成上限額 新生児1人につき5,000円

◆健診内容

問診、新生児聴覚検査

AABR（自動聴性脳幹反応検査）

またはOAE（耳音響放射検査）

1か月児健康診査

生後1か月頃は、早期に発見・介入することによって、改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期です。この時期に、健康診査を行い、病気や異常を早期に発見することで、その進行を未然に防止し、赤ちゃんの健康の保持及び増進を図るため、1か月児健康診査の費用の一部を助成します。

◆助成対象者

令和7年4月1日以降に出生し、健診当日に宇土市に住民票がある児の保護者

◆検査時期

標準的には、生後27日を超え、生後6週に達しない時期

◆助成上限額 児1人につき4,000円

◆健診内容

問診、医師の診察（身体発育状況、病気や異常の有無の確認等）、身長・体重測定、その他必要な保健指導

受診方法

宇土市指定医療機関で受診する場合

受診票

- ◆産婦健診 2週間：水色の受診票
1か月：ピンク色の受診票
- ◆新生児聴覚検査：オレンジ色の受診票
- ◆1か月児健診：緑色の受診票

「受診票」の受診者記入欄を記入し、「母子手帳」と「受診票」を医療機関へ提出してください。
※産後2週間の健診と産後1か月の健診では、使用する受診票が異なります。時期に応じた受診票を使用してください。

◆宇土市指定医療機関

	医療機関名	住所	電話番号
1	田山産科婦人科医院	宇土市入地町161-2	0964-22-5522
2	まつばせレディースクリニック	宇城市松橋町松橋689番地1	0964-34-0303
3	熊本バースクリニック（産婦健診・新生児聴覚検査のみ）	熊本市南区八幡5丁目10番地23	096-320-2334
4	慈恵病院（産婦健診・1か月児健診のみ）	熊本市西区島崎6-1-27	096-355-6131
5	上野小児科医院（1か月児健診のみ）	宇土市城之浦町196	0964-22-0324

※検査費用の上限額を超えた場合や、受診票に記載されている項目以外の検査を行った場合は自己負担が発生します。なお、検査項目に不足がある場合は全額自己負担となります。

上記の医療機関以外で受診する場合

指定医療機関以外で受診する場合、要した費用の全額を一度医療機関にお支払いいただいた後、1年以内に健康づくり課に申請していただくことで払い戻しができます。

払い戻し方法

- 1 受診票の受診者記入欄を記入し、医療機関へ提出ください。
- 2 健診・検査費用を医療機関に全額お支払いください。
- 3 医療機関から、領収書と健診・検査結果が記入された受診票をもらってください。領収書に産婦健診・新生児聴覚検査・1か月児健診以外の費用が含まれる場合は、領収書と別に、産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健診分の金額が確認できる明細書等を発行してもらってください。
- 4 検査を受けた日から1年以内に、宇土市健康づくり課へ申請し、検査費用の払い戻しを受けてください。
払い戻し上限額：産婦健康診査 1回につき5,000円
新生児聴覚検査 児1人につき5,000円
1か月児健診 児1人につき4,000円

申請に必要な書類

- ①申請書（来所時に記載してもらいます。市HPに掲載あり。）
- ②健診・検査の結果が記載された宇土市の受診票
※受診の際、医療機関へ結果を記入してもらうようお願いします。
- ③健診・検査の領収書および明細書
- ④母子健康手帳
- ⑤申請者の口座番号がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）

※検査費用の上限額を超えた場合や、受診票に記載されている項目以外の検査を行った場合は自己負担が発生します。検査項目に不足がある場合は全額自己負担となります。